

重要文化財和歌山県大日山 35 号墳出土品保存修理業務委託 仕様書

1 事業の目的

この業務は、和歌山県（以下、「県」という。）の行う重要文化財和歌山県大日山 35 号墳出土品の保存修理を委託するものである。

2 業務の名称

重要文化財和歌山県大日山 35 号墳出土品保存修理業務

3 契約期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 24 日まで

4 業務の内容

以下の項目について、県と協議を行いながら保存修理を行う。

対象資料の保存修理内容は以下のとおりである。

(1) 対象資料

対象資料の種類、点数及び法量は以下のとおりである。

ア 馬形埴輪（通番 17） 1 点 高さ 88.0 cm 長さ 101.5 cm 幅 39.1 cm

イ 馬形埴輪（通番 18） 1 点 高さ 91.2cm 長さ 99.2 cm 幅 42.0cm

(2) 保存修理の工程

ア 対象資料の搬出

県の立会いのもと対象資料を点検のうえ適切な方法で梱包し、美術品専用車による適切な輸送を一括して行う。

イ 資料の保管

業務は、受託者が用意した施設で実施する。対象資料は重要文化財であることから、文化財の保存のために必要な措置が講じられている建物及び設備をもつ施設において実施すること。

ウ 調査・記録

対象資料の解体前の保存状態（接着剤や補填材等の種類等を含む）について調査及び記録作成を実施し、適切な解体及び修理方法を県と協議のうえ決定する。

エ 解体

ウの調査に基づき、対象資料にとって最も適切な方法により、解体を行う。

オ クリーニング

対象資料にとって最も適切な方法により、解体後の資料に付着した接着剤及び補填材等の除去を実施する。

カ 強化処置

必要に応じて対象資料の強化処置を実施する。

キ 接合・復元

接合及び、欠損部分に樹脂等により補填し、復元を行う。

ク 補彩

樹脂等により補填した復元箇所にも補彩を行う。

ケ 保存修理後の調査・記録

アからケの工程完了後、一定期間の経過観察のうえ、解体前の状態と比較して点検を実施し、写真撮影による記録作成を行う。また、アからケの各工程を記録した保存修理報告書を作成する。

コ 対象資料の納品

県の立会いのもと対象資料を点検のうえ適切な方法で梱包し、美術品専用車による適切な輸送を県の指定する場所まで一括して行う。

サ 保存修理状況の現地確認

保存修理の各工程について、必要に応じて県による現地確認をおこなう。

5 成果品

受託者は、保存修理対象資料の納品とともに、以下の成果品を納品する。

- (1) 保存修理報告書 2部
- (2) 保存修理実施時に取得した写真・図面等記録類 2部
- (3) 年度業務報告書 各2部
- (4) 打ち合わせ記録簿 2部
- (5) (1)及び(3)の電子媒体 1式

6 留意事項

- (1) 保存修理を進めるにあたり、県と実施方法や接合、復元の状況等について十分な協議を行うこととする。また、県は、保存修理の各工程について確認し、修正を指示する。なお、対象資料は重要文化財であることから、文化庁の指導及び助言を受けながら保存修理を実施する。
- (2) 受託者は原則として保存修理のすべての工程を受託者が用意した施設で実施する。ただし、やむを得ず対象資料を当該施設以外の施設へ移動する必要がある場合には、県の承諾を得て実施することができる。
- (3) 受託者は業務の成果を記した保存修理報告書を作成し、県に提出するものとする。また、業務実施の各年度末には年度業務報告書を作成し、県に提出すること。
- (4) 業務に必要な資材及び機材は受託者が準備するものとする。
- (5) 保存修理事業完了後も受託者の過失に起因する不良箇所が発見された場合は、その責任において、速やかに処置するものとする。

7 業務計画

- (1) 受託者は業務の着手前に業務計画書を提出し、着手届・業務履行進行表を提

出し、県の承認を得ること

- (2) 受託者は、業務の進捗状況について業務区分毎に報告を行い監督職員の確認を得ること。
- (3) 本仕様書及び業務に疑義が生じた場合、または見解を異にする事項が派生した場合は県と協議のうえ決定する。

8 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、県に業務上必要な資料等の貸与を求めることができる。
- (2) 県は、受託者から貸与を求められた資料等について、業務上必要と認められた場合は、これ貸与するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された資料等については、業務完了時まで責任を持って県に返還するものとする。

9 履行状況の確認

- (1) 県は、受託者に対し、委託業務の履行状況に関し、報告を求めることができる。
- (2) 県が委託業務の履行状況に問題があると判断した場合、受託者は調査の上、必要な改善を図るものとする。
- (3) 県は受託業務履行先からの要望がある場合等、必要と判断した場合は、受託者と委託業務の適切な実施を図るため、情報交換や打ち合わせ等を行うものとする。

10 その他

- (1) 委託業務の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権の全部は、原則として県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、業務を遂行するに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。業務期間が終了した後も同様とする。
- (3) 受託者は、緊急の事態が発生した場合、直ちに電話等により県に通知するとともに、業務が円滑に遂行するように対処するものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。



右側面



左側面



正面



背面

馬形埴輪(通番17)



右側面



左側面



正面



背面

馬形埴輪(通番18)